

3 教高第 139 号  
3 教保第 61 号  
3 教ス第 64 号  
令和 3 年(2021 年)5 月 13 日

県立中学校・高等学校長 様

高校教育課長  
保健厚生課長  
スポーツ課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、県立学校においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」により、圏域ごとの感染警戒レベルも踏まえ、感染症対策を実施して教育活動を進めているところですが、陽性者判明の件数の増加とともに、休業する学校数も増加しています。また、一部の高等学校においては、集団感染の発生も見られます。

これらの感染事例について、ガイドラインの遵守状況を検証しましたが、感染症防止対策の徹底が必要な事例が見受けられました。

今後、学校内で集団感染を起こさないようにするために、ガイドラインの遵守を徹底するとともに、特に別紙のとおり、感染症拡大防止に努めてください。

高校教育課管理係 (課長)服部靖之 (担当)松原雄一 電話 026-235-7430(直通) 内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	保健厚生課保健・安全係 (課長)宇都宮純 (担当)下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444(直通) 内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 (課長)北島隆英 (担当)小林秀樹 電話 026-235-7448(直通) 内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp
---	---	--

## 別紙

### 1 緊急点検の実施について

ガイドラインに基づいた取組が適切に実施されているかどうかを学校長自ら点検し、その結果を踏まえ必要な改善を行うこと。

### 2 部活動について

- (1) 県内の高校における感染事例から、特に次の感染症対策について徹底する。
  - ・部活動前及び部活動中の健康観察を徹底する。
  - ・部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）については、使用前後に消毒を行う。
  - ・マスクを外して行う活動については、手指から口へのウイルスの侵入を防ぐため、休憩時や練習メニューの切り替わり時等、極力こまめに手洗い、手指消毒等をする。
  - ・体育館の出入り口の扉のドアノブ等、人の接触する機会が多い箇所は、こまめに消毒を行う。
  - ・ピブスや水分補給等の用具（ジャグタンク等）等については共用使用は一切行わない。
  - ・部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とすること。飲食の禁止等を含め再度、利用方法について、使用する生徒と顧問で再確認する。
  - ・飛沫による感染防止の徹底を図るため、運動時以外のマスク等着用を再度徹底する  
例 ⇒試合中のタイムアウト時等、マスクの着用ができない場面ではタオル等で口を覆う。  
⇒試合中、ベンチ入り選手もゲームに出ていない場合は、マスクを着用する。  
⇒練習開始、終了時等で、声を出す場面でのマスクの着用
- (2) 今後、県高校総体の地区予選、県大会等の公式大会が予定されているところであり、万が一感染者が発生した場合は大会参加ができなくなるリスクがあることに留意し、学校長は大会前2週間以降の他校との練習試合については、慎重に判断すること。  
仮に練習試合を行う場合にも、自校を含め2校までとするほか、活動時間はお昼をまたがない（午前のみ、午後のみ）設定とすること。
- (3) 家庭内における感染が見られることから、保護者に対しても会食時における「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守するなど感染症対策の徹底の協力を求める。

### 3 その他、特に留意すること

飲食時（昼食や休憩、部活動前後等）は感染リスクが高いため、以下の点について徹底すること。

- ・教室で飲食する際は、飲食の前後に机上の消毒を行う。
- ・対面での飲食を避け、食事中的会話は控える。
- ・飲食の前後は、必ずマスクを着用する。
- ・飲食物は各自用意する。